

ケーブルテレビ利用契約約款

株式会社日本ネットワークサービス(以下、NNSという。)が行う有線一般放送施設によるサービスの提供を受ける加入者との間に締結される契約(以下、利用契約という。)、は、以下の条項によるものとします。

第1条(NNSが行うサービス)

NNSは、定められた業務区域内において加入者に次のサービスを提供します。加入者とは、契約者、使用者を総称したものです。

- (1) NNSが定める放送事業者の有線一般放送、FMラジオ放送およびデータ放送の同時再放送サービス
- (2) NNSまたはNNSが定めた他社の編成する自主制作番組の送信サービス

第2条(契約の成立)

利用契約は、加入申込者が予め本約款を承認のうえTV新規利用契約書を提出し、NNSが承諾したときに成立したものとします。ただしNNSはTV新規利用契約書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が本約款に定められた諸料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (2) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 施設の構築が困難であると判断される場合
- (4) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

第3条(契約の単位)

利用契約は、住宅(一般住宅・分譲集合住宅・賃貸集合住宅)および非住宅(旅館・ホテル・病院・事業所等)について引込線1回線ごとに行います。

2. 利用契約は、引込線1回線から分配により複数利用のある建物については、住宅・非住宅にかかわらず、その所有者または代理となるものが一括して行うものとします。

第4条(加入料・標準工事費・宅内工事費等)

加入者は、別表に定める料金表に従い、加入料・標準工事費・宅内工事費および付帯工事費等をNNSに支払うものとします。加入料は、新規利用契約の際にお支払いいただく料金です。

2. 加入者から支払われた第1項の料金については、サービス提供開始後、NNSは全額および一部を問わず返金は行わないものとします。

第5条(維持費)

加入者は、別表に定める料金表に従い、維持費をNNSに逐滞なく支払うものとします。

第6条(料金の改定)

NNSは、利用料金を改定する場合は、2ヶ月前までに加入者に対して当社指定の方法により通知するものとします。

第7条(サービスの停止)

NNSが請求する料金を加入者が滞納した場合、その他NNSに対する債務の履行を加入者が怠った場合、NNSは第1条に定めたサービスはもとより、NNSが加入者に提供するすべてのサービスの提供を停止することができます。

第8条(サービスの再開)

前条の適用を受けた加入者が滞納した料金と実費工事費等を支払った場合、NNSは前条により停止したサービスの提供を再開します。

第9条(契約の解除)

第7条のサービス停止後、さらに3ヶ月経過した場合は、NNSは原則として利用契約を解除します。

第10条(解約)

加入者がサービスの休止を希望する場合、第14条(休止の手続き)の手続きを行いますが、解約を希望する場合には、解約を希望する日の10日前までに所定の解約届によりNNSにその旨を申し出るものとします。

2. 前項の場合NNSは、維持費を年間前納している加入者に対し、利用月分を差し引いた分を返還します。
3. 解約時、加入者は、NNSに対する料金等の債務すべてを支払わなくてはなりません。

第11条(移転の手続き)

加入者がNNSの業務区域内に移転する場合は、所定の移転届を提出していただきます。この場合工事費が必要になります。

2. 加入者の移転先がNNSの業務区域内であっても工事不可能で、NNSのサービス提供ができない場合があります。

第12条(契約者の変更)

次の各号に規定する場合において、NNSの事前の承認を得た場合に限り、(旧)契約者は利用契約に係る契約上の地位を(新)契約者に承継する「契約者の変更」手続きを行うことができます。

- (1) 相続および法人の合併等による場合
- (2) (新)契約者が利用契約に定める(旧)契約者の受信機の設置場所において本件サービスを受けることを条件に、(旧)契約者の利用契約に係る契約上の地位の継承を希望する場合。この場合、所定の手数料を申し受けます。

第13条(契約書記載事項の変更)

加入者は、その氏名、名称、または住所若しくは居所等利用契約内容に変更があったときは、これを証明する書類を添えて速やかに届け出ていただき、原則として手数料を申し受けます。

第14条(休止の手続き)

加入者が第1条(NNSが行うサービス)の休止を希望しNNSが認めた場合は、所定の休止届を提出していただきます。

2. 前項の場合、NNSは、維持費を年間前納している加入者に対し、利用月分を差し引いた分を返還します。
3. 再開の場合は手続きを必要とし実費工事費を申し受けます。

第15条(責任事項・免責事項)

天災・事変・衛星の故障・気象変動・フェーリング等による干渉障害・その他NNSの管理の及ばない事由、およびNNSの施設の改修・点検などの止むを得ない工事により送信が停止した場合、NNSはその責任を負わないものとします。

2. NNSと加入者の責任分界点は保安器または受信用光伝送装置(ONU)とし、保安器または受信用光伝送装置(ONU)以降加入者の設備が起因となる障害、事故および落雷などによる受信機の破壊については、NNSは責任を負わないものとします。なお、受信用光伝送装置(ONU)の動作維持に必要な電気料金等の費用は加入者の負担とします。
3. 第7条および第9条により、サービスの停止あるいは加入契約の解除をした場合に、加入者が別途支払った、NHKの受信料(衛星受信料を含む)等が払い戻されず加入者に不利益・損害等が生ずることがあってものNNSは何ら責任を負わないものとします。

第16条(受信異常)

NNSは加入者から、NNSの提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者の受信機および受信設備に起因する受信異常についてはこの限りではありません。

2. 前項の受信障害の原因が加入者の設備による場合、加入者はその改修に要する費用を負担します。
3. 加入者は、加入者の故意または過失によりNNSの施設に故障が生じた場合は、その施設の改修に要する費用を負担するものとします。

第17条(移設等設備の変更)

加入者が自己の都合によりそのCATV引込線や保安器または受信用光伝送装置(ONU)の移動等、設備変更の工事を必要とする場合は、工事費が必要となります。(見積り工事となります。)

第18条(サービス内容の変更)

NNSは止むを得ぬ事情により、第1条に定められたサービス内容を変更することがあります。変更の際に、NNSは加入者に事前に告知しますが、新たな書面の取り交わしは行わないものとします。なお、NNSは、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第19条(放送内容の変更)

NNSは止むを得ない事情により予告なく放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第20条(支払い方法)

加入者は、NNSが請求する料金を加入者が指定する口座からの自動振替、または請求書等により逐滞なく支払うものとします。なお、請求書等により加入者が金融機関に振り込む場合の手数料は、加入者の負担となります。

2. 加入者が料金の支払いを支払い期日より遅延した場合、加入者は支払うべき金額に対し、支払い期日の翌日からその滞りに至るまで年14.6%の割合で計算した額を遅延損害金としてNNSに支払うものとします。

第21条(便宜の供与)

加入者は、NNSまたはNNSの指定する業者が施設の検査・修復等を行うために、加入者の敷地・家屋・構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供与するものとします。

第22条(利害関係者からの承諾)

加入者は、利用契約の締結において、地主・家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。なお、このことに関して後日異議等が発生したときは加入者が責任をもちて解決するものとします。

第23条(約款違反による停止および解除)

NNSは加入者が本約款に違反する行為があったと認められる場合、当該加入者に通知のうえサービス提供の停止・契約解除の措置を講ずることができるものとします。

2. 前項において、転居等加入者の都合により通知ができない場合、NNSは当該加入者に通知することなくサービス提供の停止・契約解除の措置を講ずることができるものとします。

第24条(禁止事項)

1. 加入者は、NNSが提供するサービスを、加入者以外の第三者に分配・配線等により供給することは、有償・無償にかかわらずできません。
2. NNSの放送サービスの視聴を可能にする目的で、NNSが設置した設備、機器等以外の不正な機器等を利用すること、また、本来のサービス利用の目的以外でNNSの機器等を使用することはできません。

第25条(不正視聴)

加入者が第24条に違反した場合は、NNSが供給する全サービスの3倍の月額利用料金を別途NNSに支払うものとします。

第26条(著作権および著作権侵害の禁止)

加入者は、個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、NNSが提供するサービスを、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、録画機・その他の方法による複製、およびに係る複製物の上映、その他NNSが提供しているサービスに対して有する著作権および著作権侵害を侵害する行為をすることはできません。

第27条(加入者に係る情報の取り扱い)

NNSは、サービスを提供するために必要な加入者に係る情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入申込者および加入者がNNSに連絡する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。

2. 前項により、収集し知り得た加入者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、およびその他NNSが定める加入者に関する情報をNNSは次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
 - (1) サービスの提供(顧客管理・課金計算・料金請求・施工・修理・障害検知・復旧等)を開始、継続、または終了するために利用する場合
 - (2) NNSが提供するサービスの加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、視聴調査、解約理由等の調査、分析を行う場合
 - (4) 加入者から個人情報の取り扱いについて、新たに同意を求めするために利用する場合
3. NNSは、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
4. NNSは、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を供給しないものとします。
 - (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 加入者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のために必要な範囲でクレジット・カード会社等の関係機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 裁判官の発する令状により強制処分として捜査・押収等(刑事訴訟法第218条)がなされる場合
 - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項等)がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
 - (5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - (6) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で認められている場合

第28条(使用する周波数)

NNSが使用する周波数は、同軸伝送路においては上り10MHzから50MHz、下り70MHzから770MHz、FTTH伝送路においては上り10MHzから55MHz、下り70MHzから770MHz、950MHzから2602MHzとします。また、将来においてそれ以外の周波数を使用することがあります。

第29条(契約者の責任)

契約者は本人はもとよりTV新規利用契約書記載の使用者および口座名義人に及ぶ本契約履行に関する事項についてもすべて責任を負うものとします。

第30条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、NNS、加入者は約款締結の趣旨に従い誠意をもって協議のうえ解決に当たるものとします。

第31条(約款の変更)

NNSは、あらかじめ加入者に対して当社所定の方法により変更内容を告知することにより、本約款を変更することができます。この場合、料金及びその他の提供条件は変更後の約款によります。

2. 本約款の変更に当たっては、NNSは、加入者に対してその変更内容をNNSホームページにおける公表、その他NNSが適当であると判断する方法により事前に通知します。

附則

1. NNSは特に必要がある場合は、本約款に特約を付することができるものとします。
2. NHKの受信料は、この契約に係る料金には含まれません。
3. 一度お支払い頂いた工事後の代金、機器代はお返しできません。
4. STBを利用して視聴する場合の利用条件は、NNSの「CATV専門チャンネル及びSTB利用契約約款」に定めるところによります。
5. NNSが提供する機器は、諸事情により使用および単価が変更されることがあります。
6. 本約款は平成25年1月1日より施行します。
7. 本約款は平成27年12月1日より一部改正のうえ施行します。
8. 本約款は平成28年5月21日より一部改正のうえ施行します。
9. 本約款は平成29年5月15日より一部改正のうえ施行します。

(別表)

料金表

価格はすべて税別表示です

(1) 手続きに関する費用

	住 宅			非住宅
	一般住宅	分譲集合住宅	賃貸集合住宅	旅館・病院・事業者等
加入料金	引込線1回線につき 80,000円	0円	引込線1回線につき 80,000円	引込線1回線につき 80,000円
変更登録手数料	3,000円			
名義変更手数料	3,000円			

(2) 工事に関する費用

	住 宅			非住宅
	一般住宅	分譲集合住宅	賃貸集合住宅	旅館・病院・事業者等
標準工事費	引込線1回線につき 16,000円			
移転工事費 (引込線既設の場合)	5,000円			
回線接続費	3,000円			
宅内配線工事費 (※30mまで)	4,800円			
ブースター取付費 (推奨タイプ)	20,000円	59,000円	59,000円	59,000円
付帯工事費	実費※注1	実費※注1	実費※注1	実費※注1

(3) 月額利用料

	住 宅			非住宅
	一般住宅	分譲集合住宅	賃貸集合住宅	旅館・病院・事業者等
維持費※注2	引込線1回線につき 3,000円/月	1戸につき 3,000円/月	引込線1回線につき 台数×3,000円/月×60% ※注3、4	引込線1回線につき 5台まで3,000円※注4
				引込線1回線につき 6台以上 台数×3,000円/月×20% ※注4

※注1 使用する機器の代金も含め、NNSが見積もりいたします。

※注2 年払い(年間前納)は月額維持費の11ヶ月分となり、12ヶ月目が無料となります。

※注3 1台の場合は3,000円/月となります。

※注4 割引は引込線毎とし、台数=部屋数=戸数=分配数として算出します。

附則

- この料金表は平成27年12月1日より適用する。
- この料金表は平成28年5月21日より適用する。